

土木防空資料

3-3-1

鐵道の防空対策

(昭. 19. 3)

I. 鐵道防空の方針

- (1) 鐵道防空は空襲下に於ける鐵道輸送の確保を目途として、次の如き方針の下に計畫する。
 - (一) 空襲による被害を最小に局限すること
 - (二) 防空態勢下に於ける能率を最高度に維持すること
 - (三) 被害の迅速なる應急復舊又は轉換により機能を保持すること
- (2) 鐵道防空は作戰輸送幹線、物資動員計畫輸送幹線を第一とし、軍用及重要工場用支線、重要臨港線の機能の確保に重點を置く。
- (3) 地域的に空襲の危險度に應じ第一次、第二次等の重要地域を指定し、防空の重點的整備を圖る。

II. 鐵道施設の防空整備対策

(1) 防空施設

- (一) 防護監視施設
主要廳舍、停車場、工場等の構内適當なる箇所に防護監視臺を設ける
- (二) 通信警報施設
 - (イ) 中央地方防衛中権機關の間、夫等と部外の最寄防衛中権機關の間に、防空用の直通又は専用電話を架設する
 - (ロ) 警報受領箇所に受領装置（表示器）を整備する
 - (ハ) 警報傳達は、正系統として警報速報器を各驛構内に設備し、副系統として一般業務用電信電話を利用する。大構内にはサイレンを設備し、必要に應じ掲示其他の補助手段を用ひる
- (三) 燈火管制施設

(イ) 燈火管制の方式は次の如くする

- (i) 構内廣大にして配電室の所在する停車場、工場等の燈火は配電室の高壓側に電壓調整設備を設けて、高壓統一管制をする
- (ii) 一般の停車場構内等の燈火は低壓側に電壓調整設備を設けて、低壓集中管制をする
- (iii) 特殊の燈火は其性質に應じ、各箇に管制施設をする
- (ロ) 隠蔽施設を施す燈火は次の如くである
 - (イ) 空襲警報下に於ても作業上通常燈火を必要とする屋内の燈火
 - (ii) 蒸氣機關車、雪搔車、緩急車、郵便車、荷物車の車内燈
 - (iii) 蒸氣機關車の焚口火焔、工場の爐火
- (ハ) 編成された客車、電車の車内燈は一齊減壓装置を施す
- (ニ) 燈火管制下の信號所挺子扱、列車扱及構内作業、旅客誘導等のためのラドン管照射による蓄光塗装、各種誘導燈、表示燈、白色塗装等の補助施設をする

(四) 偽裝

次の如き施設には偽裝を考慮する。

重要な廳舍、主要なる大停車場構内建造物（本屋、上屋、庫庫等）、發變電所建造物、工場、廣場、切取面、其他特異なる形態の建築群

(五) 消防&火施設

- (イ) 主要なる廳舍、停車場、發變電所、車庫、用品倉庫、工場、集團官舍等に腕用及ガソリンポンプを配備すると共に、全蒸氣機關車及軌道用自動車を消防ポンプに利用し得る如く改修整備する。油脂、藥品、電氣機の火災に對しては藥品消火器を考慮する。防衛團の消防々火班に各種消防々火用備品類を整備する
- (ロ) 消防々火用水として自然水利を利用する施設、防空用井戸、大型及小型の貯水槽及防火水槽を整備し重要工場等には必要に應じ防空用水道を考慮する
- (ハ) 防火改修は之に關する法規の適用地域に於ける必要なる密集木造建築物に施工し職場、倉庫等には適當に防火壁、防火垂壁を設ける
- (ニ) 発火の虞大なる油庫、重要な油入電氣機等には排油装置を施す

(六) 防彈施設

- (イ) 次の様な施設は耐彈的構造とする
中央及地方の指揮指令の中樞機關室、主要なる電話交換室、搬送室、無線送受信所、電氣聯動信號扱所、重要な發變電所の中樞部、鐵道病院手術室等
- (ロ) 次の様な施設は木造、コンクリート造又は土蔵等を以て防護施設を施す
運轉、電力等の指令室、電信、電話、搬送機器、信號扱所の聯動裝置及繼電器、發變電所、配電室、饋電室關係機器、工場關係機器、重要な荷役機械揚水機等各種機械の要部及動力裝置、重要な橋梁の沓部、無線鐵塔の基礎部分、油脂其他危險物貯藏所、機關車待避所等
- (ハ) 主要都市内の架空ケーブル通信線路は之を地下に埋設する。重要橋梁に添架せる通信線路は努めて之を離隔する
- (ニ) 待避の施設として次の如く整備する
 - (i) 全從事員及旅客を對照として、無掩蓋素掘待避壕、木造及コンクリート造掩蓋待避壕を設ける
 - (ii) 鐵筋コンクリート造建築物、地下道、地下室等を利用して其内部に區割を設け待避所とする
 - (iii) 鐵道病院等には地下防護室を設け、防毒の施設をする
 - (iv) 發變電所、工場等には防護の施設を施した、機器運轉監視所を設ける
- (ホ) 室内下に於て屋外に作業する從事員、防衛團員に鐵兜を配備する

(七) 防毒救護施設

- (イ) 鐵道病院、分院を救護病院に、鐵道診療所、派出所を救護所に當て、必要に應じ臨時救護所を準備する
救護機關、防衛團の救急班、救護班に所要の救急救護用藥品器材を配備する
- (ロ) 全從事員に防毒面を配備し、防衛團の防毒班、消毒班に防毒服、檢知器剤、消毒薬品を整備する

(2) 分散疎開計畫

(一) 業務機關

各種業務機關特に地方指令中樞機關は努めて危險地域外に疎開せしめ、疎開不可能なる場合は耐彈的施設に收容する

(二) 停車場構内施設

主要停車場構内の官舎、合宿、各種事務室、詰所等で直接運輸作業に關係なきものは、分散疎開させる特に本屋内にある電話交換室は疎開して、獨立の耐彈耐火構造とする

(三) 工場

- (イ) 車輛工場の作業轉換を考慮し、機關車、客車、電車、貨車等各種職場を數工場に分散して配置する
- (ロ) 一工場内の重要施設特に發變電機器、給水源、空氣壓縮機、ガス發生器等の供給施設を免めて分散配置する。其等の豫備設備は必ず分散疎開して設置する

(四) 疎開空地

- (イ) 危険なる大都市内の鐵道重要施設を防護するため其周邊約 50 m の建築物を除却して疎開空地を造

3-3-1

成する。疎開空地を考慮する重要施設は概ね次の如くである。主要本線路、重要停車場（構内の信号扱所、電話交換室、車庫、給炭水設備等の重要施設を含む）、発電所、車輛工場

(ロ) 重要施設周辺の未建築空地は極力現状を確保する

(五) 車 輛

車輛特に機関車の防護のためその分散保全を図る。

(イ) 空襲危険度及非常輸送対策を考慮して、蒸気及電氣機関車の車庫への分散配備を決定する

(ロ) 各種車輛は警戒警報發令と同時に分散疎開の準備を爲し、一部運行及構内作業に支障なきものは直ちに實施し、空襲警報發令と同時に自駆構内、隣接駅に分散疎開を完了する。特に機関車は其分散豫定位に掩體等の防護施設を施す

(六) 重 要 物 資

石炭、油脂、保修材料其他鐵道重要資材、非常用食糧等は危険地域の内外に亘り縦深ある分散貯藏をする

(3) 轉 換 準 備

大被害に對して機能を保持するため、轉換に就て計畫準備する。

(一) 線 路 關 係

(イ) 平行線、上下線の切換、渡り線、他の鐵道軌道への乗入或は連絡施設

(ロ) 海陸輸送轉換のための水陸連絡施設

(二) 通 信 關 係

通信系路の迂回構成、並に他系統通信施設との轉換

(三) 電 力 關 係

電力受電及配電の異系統施設との切換轉換

(四) 工 場 關 係

工場内供給施設等の切換、及工場相互間の作業の轉換に對する準備

III. 防空警報下に於ける業務運営對策

(1) 鐵道業務の警戒警報及空襲警報發令下に於ても業務を繼續するを原則とする。

(2) 警報下に於ける鐵道職員全員に對する執務要領を各業務に應じ規定する。

(3) 警報下に於ける各業務の作業計畫を樹立する。

(一) 運 転

列車、自動車の運轉、車輛の入換、警備、分散疎開、列車の運轉整理、自動車の運轉整理

(二) 營 業

旅客、手小荷物、貨物等の取扱方

(三) 工 場 作 業

工場内各種作業方

(四) 警 備

線路及建造物、電力、通信、信號保安、機械等各種施設の警備方法

(五) 保 守 作 業

各種施設の保守作業の規制方

(六) 其 他 の 業 務

電信、電話、診療、教習、工事施行、一般事務等取扱方

(4) 作業計畫は、警報下に於ける輸送能率の低下を極力防止することを目途とし、空襲による被害の局限、二次的被害の發生防止、被害に對する應急復舊準備を考慮して決定する。

(5) 警報下に於ける業務遂行上各業務機關長の専決権限に關し非常權限事項を規定しておく。

(6) 反覆被害時に於ける業務運営上必要なる物資及給養施設を確保整備する。

(一) 運轉及工場用石炭、水、油脂類

(二) 線路及建造物、電力、通信、信號保安、機械施設及車輛の保修用資材

(三) 職員の非常用食糧、飲料水、宿舎

IV. 應急復舊對策

(1) 復舊作業計畫

(一) 線路、通信、信號、保安、電力等直接運轉に關係する施設は運轉確保の見地より綜合的に復舊順位を定め
おき、重點的に復舊する

(二) 反覆空襲を考慮し各施設の復舊には段階を定めおき情勢に應じ復舊段階を決定着手する

(三) 同時多發の被害に對する重點的復舊計畫を樹立しておく

(四) 重要地區の全面的大規模被害に對する復舊實施につき計畫準備する

(五) 重要な橋梁、立體交叉、水陸連絡施設、發變電所、電話交換室、信號扱所等の復舊設計及特殊資材につき
特に計畫準備する

(2) 組織及要員

(一) 車輛、線路及建造物（橋梁建物等）通信、信號、保安、電力、機械等各種施設の復舊工作隊を編成すると
共に其綜合的運用計畫を樹立する

(二) 総合的復舊作業現場に於ける一元的指揮命令系統を確立する

(三) 部内の應援助勤計畫のみならず、部外民間團體、軍隊等の應援につき豫め協定準備する

(四) 應急復舊要員の輸送並に給養に關し必要なる措置を講じておく

(3) 機械器具及資材

(一) 應急復舊用として所要器材の整備を圖ると共に努めて現有設備資材の活用を計畫準備する

(イ) 車輛、線路、建築、電力、通信、信號保安、工場各關係應急復舊用器材の整備

(ロ) 工事用及保修用資材の流轉用計畫

(二) 迅速なる應急復舊のため工事の機械化を圖る

(イ) 應急復舊用列車の編成、配置

(ロ) 車輛及橋梁復舊用操重車の整備

(ハ) 救援車、軌道用自動車及自轉車、貨物自動車等の復舊用車輛の配備

(ニ) 桩打機、捲上機、コンクリート破碎機、熔接機等の土木機械、移動式動力裝置の整備

(ホ) 組立式支保工、組立式家屋等の特殊器材の準備

(三) 應急復舊用器材は危險地域の内外に亘り縦深ある分散貯藏をなし且其輸送計畫を樹立しておく

(四) 迅速なる應急復舊困難なるものに對し豫備設備を整備する

(イ) 紙水關係 運轉用給水豫備設備

(ロ) 電力關係 豫備發動機、電動機、變壓器

(ハ) 通信關係 豫備磁石式交換機、同電話器、無線通信機

(ニ) 工場關係 豫備空氣壓縮機、發電機、電動機、變壓器、ポンプ等

V. 非常輸送對策

(1) 警報下に於ける列車の優先運轉順位は概ね左に依る。

(一) 防空上緊急輸送列車、軍用臨時列車

(二) 急行旅客列車、通勤を主とする列車、重要物資輸送を主とする列車、生活必需品輸送を主とする列車

(三) 其の他の列車

3-3-1

- (2) 非常輸送のため計画準備すべき事項は概ね次の如くである。
- (一) 被害時に於ける列車の取消, 折返し, 循環輸送等の運行整理
 - (二) 重要輸送確保のため異種鐵道, 軌道, 自動車, 各種小運送機關等による輸送の轉換
 - (三) 危険地區に於ける海陸連絡輸送確保のため鐵道及海運の相互轉換
 - (四) 電氣運轉區間に於ける送配電關係及電氣機關車の被害に對して蒸氣機關車による代位運行
 - (五) 客貨主要驛の被害に伴ふ機能の轉換のため分散的な代行驛の指定準備
 - (六) 主要操車場の被害に對する操車能力の轉換, 集結輸送の強化
 - (七) 自動車の路線及應急輸送路の選定利用
 - (八) 緊急軍隊輸送, 軍用貨物, 重要物資, 生活必需物資, 避難者等の應急輸送計畫の樹立
 - (九) 重要都市に於ける防空資材, 防空要員, 勞務者の應急輸送計畫の樹立
 - (十) 軍需生産の分散疎開, 轉換及都市の疎開に伴ふ大小運送に關する準備